

あした 明日へ

2007. 7.

弁政連神奈川支部 Vol.3



ごあいさつ

日本弁護士政治連盟神奈川支部が、平成16年11月25日横浜弁護士会館4階で創立総会を開催し、全国8番目の支部として発足して以来、2年半が経過しました。この間横浜弁護士会有志のご協力を頂き、支部会員も順次増加し、現在120名を超え、全国12支部のうち東京、大阪に次ぐ会員数となりました。

弁政連神奈川支部は、いわば横浜弁護士会の「国会並びに自治体立法機関との連絡委員会」と位置付け、立法に関する弁護士会活動を効果的且つ円滑にするべく、各議員との連携を深める努力をしております。

日弁連の要請を受け、横浜弁護士会執行部と共に、共謀罪・ゲートキーパー法・少年法改正問題等に関し国会議員への説明運動に参加したり、ま

弁政連神奈川支部長

小林 嗣政



た会員の見聞を広めるための国会見学、台北司法機関への視察等も行いました。

昨年は四士業政治連盟（司法書士会・税理士会・行政書士会・土地家屋調査士会）との交流会を主催し、今後の定期的開催の申し合わせをすることが出来ました。

私達法曹界の大きな変革の時代にあって、日弁連が目指す各種運動実現のために、立法府の理解を得るための努力は、極めて必要なことでもあります。

当支部は、この目的に向け会員の皆様と共に、今後も一步一步あゆみを進めて行きたいと考えております。

台湾立法活動視察報告

(平成19年2月28日から3月3日)



写真1 検察署取調室

● 取調べにあたっては、必ず録音（場合によってはビデオ撮影）をする（写真1）。録音、ビデオ撮影の機材は充実しており、取調べの様子の録音録画だけでなく様々な利用がなされている。録音、録画により、自白の任意性を争うことは少なくなった。

● 取調室の見学 壇上に検察官席、下に被告人席、弁護士席も備わっている。

3/1(木)
2日目

台北地方検察署視察

9:00~

2/28(水)
1日目

成田九時四〇分発
チャイナエアで台湾へ



台湾立法活動視察 2007.2.28 ~ 3.3



とのことである。

● 被害者のプライバシー等を重視し（特に、組織犯罪、性犯罪）、被告人の面通しの場合には、マジックミラーを備えた部屋を利用する。被害者を別室に待機させて、テレビカメラでやり取りをする方法もある。

● 証人や被告人が遠方にいる場合（被告人の場合は刑務所にいたりする場合）、テレビカメラを使いながら取り調べをし、調書をFAXでやり取りする方法も用意されている。

● 大会議室において、台北検察署の検事らとミーティング。パワーポイントを使って、検察署の組織、構成、管轄、取り扱い事件数等の説明を受ける。

● 台北検察署の管轄は、台北市と台北県の一部で、台湾で一番大きい検察庁であり、検察官が二五名。飲酒運転、振込詐欺、覚せい剤、傷害、窃盗の順が多い。

台北地方法院視察

10:40

● 刑事事件の法廷を傍聴。刑事の準備手続きをしており、裁判官が口授したものを書記官がパソコンで記録、パソコンの画面は検察官、弁護士席にも備えてあり、見ることができ

官は一六〇名いる。

● 裁判所の内部は、民事部、刑事部、民事執行、簡易裁判、家事事件と分かれている。民事事件の平均の審理事件は六九日、刑事事件は八五日（審理に入る前に一九二日）

● 裁判官登用の制度としては、司法官試験合格後、二年間の研修を経て、裁判官、検察官になる（弁護士にあたる弁護士は別の試験）。その後、判検交流がある。弁護士から裁判官になる道もあり、研修を受ける必要がある。

● 民事裁判等についてのサービスセンターが一階にあり（写真2）、訴状の



写真2 法院サービスセンター

TAIPEI 101

の負担ではないかとのこと。

● 弁護士試験は、毎年七〇〇〇名の受験者に対し、合格者は四〇〇名程度。一九九〇年以降、弁護士数は増加の傾向にある。

● 弁護士報酬については、最高額の規定がある。

● 専門弁護士の認定については、一定期間研修を受けた場合に、専門を名乗れるというガイドラインがある（但し罰則なし）。

● 法律扶助協会のスタッフ弁護士は三名。登録弁護士の半数は扶助事件を担当している。その他、義務弁護士活動というものがあるとのことである。

● 弁護士政治連盟という組織はなく、特定の人物を推薦するということは



写真3 立法院



写真4 台北律師公會



台、会費が高額となり依頼者
ただ複数会に所属した場
あったが近年撤廃された。

所属できる弁護士会の
数については、制限が
あったが近年撤廃された。

台湾では、地方裁判所の所在する
弁護士会に登録をしていな
いと、その裁判所で訴訟
活動ができない。違反す
ると、地元の弁護士会
からの懲戒請求もある。

写真4

●日台双方の司法制度について協議。
日本と台湾で特に異なることは、台

台北律師公會視察

弁護士会が議院の公聴会などに参加
し、情報を提供し、立法に参加する
方法がある。

16:30



立法院視察

書き方などを説明してくれる。ボラ
ンティアが多数。

写真3

国会議員の李議員の説明や映画など
で台湾の立法院の説明を受ける。
憲法改正により、国会議員の定員が
大幅削減になるそうである。

13:30



萬国法律事務所

ないが、弁護士会の意見を表明する。
政治家のほとんどは、弁護士資格
を持っているが、弁護士としての活
動はなく、議員としての活動のみ。

18:50



●所属弁護士数六〇名の台湾では一番
大きい法律事務所。外国人弁護士も
二名。
●一九七四年に創設され、現在パート
ナーは一二名で、涉外事件、商事、
家事事件など多くの分野を扱ってい
る。

●萬国法律事務所弁護士と懇親会。



3/3(土)
4日目

3/2(金)
3日目

台北第一六時三〇分
チャイナエアで帰国

各自自由研究



台湾はどこでも元気で、改革の真っ最中

TAIWAN

副支部長 清水 規廣

台北地方法院は、国際標準化機構の「ISO9001」を取得したそう（顧客満足を基本とする品質管理に関するISOのようです）。

地方法院、検察署、それぞれ1階に入っすぐのところに保険会社の受付のようなカウンターがあり市民相談・事件受理・被害届などの窓口がある。訴状、調停、強制執行申立などのパンフレットや書式も自由にとれるようになっている。また、市民がボランティアとして廊下などに立っていて来庁者へ施設内の案内などをしてくれる。廊下ごしに見た民事合議事件の証人調べでは、裁判官は全員女性、代理人席も女性。裁判官の約半数は女性とのこと。捜査、証拠調べの可視化設備、法廷内のIT化の推進だけではなく、司法を市民へのサービス業として位置付け改革を進めている点において、

日本の司法改革は台湾に追い抜かれてしまったようだ。

立法院では、憲法改正により、議員定数が半分に減り、かつ、各政党の当選者中女性当選者が必ず2分の1を超えなければならないということになった。今秋の選挙にむけて活動する立法院委員に接し、民主改革がまだ続いていることを目の当たりにすることができた。

今回の台北地方法院、台北検察署の視察にあたっては、弁政連本部、日弁連国際課からご紹介を頂いた台湾法律扶助基金会の郭怡青弁護士と萬国法律事務所、立法院見学については台北駐日経済文化代表處横浜分處からご紹介頂いた李復興立法委員に、それぞれ受け入れ窓口となって頂き大変お世話になった。あらためて関係各位に御礼を申し上げます。非常感謝！

入会案内 Q&A

Q 弁政連神奈川支部へ入会するためにはどうしたら良いでしょうか。

A 当支部へ入会するためには、弁護士会に備え置きの手申用紙に記載をしていただき、弁政連本部に送っていただければ、自動的に神奈川県支部へも入会となります。本部年会費が1万円、支部年会費が5000円となっています。現在若手会員が入会しやすい方法について検討中です。

Q 視察の他にどのような活動をしていますか。

A 当支部では、今回のような視察の他、国会見学、様々な勉強会や関連士業の政治連盟との交流会を行っています。また弁護士会と協力をしながら県下選出の国会議員を訪問し各種要請活動をしています。企画部会において今後も様々な企画を検討しています。

日本弁護士政治連盟神奈川支部

〒231-0031 横浜市中区日本大通9番地1 横浜弁護士会館内 電話：045-211-7707 FAX：045-212-2888